（調査客体及び調査方法）

第八条　（略）

2～6　（略）

7　共済減収調査は、農業保険法第九十八条第一項第一号、第四号又は第六号に掲げる作物の栽培の用に供される土地のうちから当該作物の種類ごとに抽出したものにおいて栽培される当該作物につき統計職員等による実測調査の方法によつて行う。

（獣医療法施行規則の一部改正）

第四条　獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（広告制限の特例） **第二十四条**　法第十七条第二項前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～十一　（略） 十二　農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十一条第一項に規定する組合等（以下「組合等」という。）若しくは同条第二項に規定する都道府県連合会から同法第百二十八条第一項（同法第百七十二条において準用する場合を含む。）の施設として診療を行うことにつき委託を受けていること又は同法第十条第一項に規定する組合員等の委託を受けて共済金の支払を受けることができる旨の契約を組合等と締結していること。 2　（略）	（広告制限の特例） **第二十四条**　法第十七条第二項前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～十一　（略） 十二　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十二条第三項に規定する組合等（以下「組合等」という。）若しくは農業共済組合連合会から同法第九十六条の二第一項（同法第百三十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する施設として診療を行うことにつき委託を受けていること又は組合員等（同法第十二条第一項に規定する組合員等をいう。）の委託を受けて共済金の支払を受けることができる旨の契約を組合等と締結していること。 2　（略）

（農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部改正）

第五条　農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令（平成十四年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式による。 一　（略）	次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式による。 一　（略）

（調査客体及び調査方法）

第八条　（略）

2～6　（略）

7　共済減収調査は、農業災害補償法第八十四条第一項第一号、第四号及び第六号に掲げる作物の栽培の用に供される土地のうちから当該作物の種類ごとに抽出したものにおいて栽培される当該作物につき統計職員等による実測調査の方法によつて行う。

改正後	改正前
二　農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第二百九条第一項から第三項まで 三～十八　（略）	二　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十二条の二から第百四十二条の四まで 三～十八　（略）

（独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書の記載事項を定める省令の一部改正）

第六条　独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書の記載事項を定める省令（平成十五年農林水産省令第百六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書の記載事項を定める省令 独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る独立行政法人通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第二百十四条第一項第一号から第四号まで及び第二項に掲げる業務に関する事項 二～五　（略）	独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務に関する業務方法書の記載事項を定める省令 独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る独立行政法人通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十二条の八第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる業務に関する事項 二～五　（略）

（独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第七条　独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十五年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令 （通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産） **第一条**　独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が行う農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る独	独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令 （通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産） **第一条**　独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が行う農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係